

後川奥(3)Ⅱ (122010236)	篠山市後川奥(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川中Ⅱ (122010237)	篠山市後川中(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上(1)Ⅱ (122010238)	篠山市後川上(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上(2)Ⅱ (122010239)	篠山市後川上(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上ノ西(1)Ⅱ (122010240)	篠山市後川新田(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(1)Ⅱ (122010241)	篠山市後川新田(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(2)Ⅱ (122010242)	篠山市後川新田(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(3)Ⅱ (122010243)	篠山市後川新田(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(4)Ⅱ (122010244)	篠山市後川新田(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川奥(1)Ⅲ (122010245)	篠山市後川奥(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川奥(2)Ⅲ (122010246)	篠山市後川奥(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川下Ⅲ (122010247)	篠山市後川下(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川中Ⅲ (122010248)	篠山市後川中(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上(1)Ⅲ (122010249)	篠山市後川上(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上(2)Ⅲ (122010250)	篠山市後川上(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上(3)Ⅲ (122010251)	篠山市後川上(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(1)Ⅲ (122010252)	篠山市後川新田(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊

後川新田(2)Ⅲ (122010253)	篠山市後川新田(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(3)Ⅲ (122010254)	篠山市後川新田(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
家中上ノ坪Ⅰ (222010120)	篠山市春日江(別図98のとおり)	土石流
春日江谷Ⅰ (222010121)	篠山市春日江(別図99のとおり)	土石流
佐貫谷Ⅰ (222010122)	篠山市佐貫谷(別図100のとおり)	土石流
本荘川Ⅰ (222010123)	篠山市西本荘(別図101のとおり)	土石流
東本荘谷Ⅰ (222010124)	篠山市西本荘(別図102のとおり)	土石流
市谷川Ⅰ (222010125)	篠山市東本荘(別図103のとおり)	土石流
上北前ノ坪Ⅰ (222010126)	篠山市県守(別図104のとおり)	土石流
奥縣守谷Ⅰ (222010127)	篠山市奥縣守(別図105のとおり)	土石流
ミクネ谷川Ⅰ (222010128)	篠山市奥縣守(別図106のとおり)	土石流
法円寺谷川Ⅰ (222010129)	篠山市奥縣守(別図107のとおり)	土石流
南谷川(1)Ⅰ (222010130)	篠山市県守(別図108のとおり)	土石流
南谷川(2)Ⅰ (222010131)	篠山市県守(別図109のとおり)	土石流
佐貫川Ⅱ (222010132)	篠山市佐貫谷(別図110のとおり)	土石流
片廻し谷川Ⅱ (222010133)	篠山市県守(別図111のとおり)	土石流
中谷川Ⅱ (222010134)	篠山市奥縣守(別図112のとおり)	土石流

上ノ山谷川Ⅱ (222010135)	篠山市奥県守(別図113のとおり)	土石流
鶴沢川Ⅰ (222010136)	篠山市辻(別図114のとおり)	土石流
畑市下谷Ⅰ (222010137)	篠山市畑市(別図115のとおり)	土石流
畑市中谷川Ⅰ (222010138)	篠山市畑市(別図116のとおり)	土石流
奥四十九谷川Ⅰ (222010139)	篠山市曾地中(別図117のとおり)	土石流
洞中Ⅰ (222010140)	篠山市曾地中(別図118のとおり)	土石流
南火打岩川Ⅰ (222010141)	篠山市曾地中(別図119のとおり)	土石流
孫谷川Ⅰ (222010142)	篠山市曾地奥(別図120のとおり)	土石流
曾地奥川Ⅰ (222010143)	篠山市曾地奥(別図121のとおり)	土石流
コゼ谷川Ⅰ (222010144)	篠山市曾地奥(別図122のとおり)	土石流
曾地上谷Ⅰ (222010145)	篠山市曾地中(別図123のとおり)	土石流
長和寺谷川Ⅰ (222010146)	篠山市曾地中(別図124のとおり)	土石流
曾地口の谷Ⅰ (222010147)	篠山市野々垣(別図125のとおり)	土石流
ヒンヅラ谷川Ⅰ (222010148)	篠山市野々垣(別図126のとおり)	土石流
山釈迦谷川Ⅰ (222010149)	篠山市野々垣(別図127のとおり)	土石流
西荘谷Ⅰ (222010150)	篠山市西荘(別図128のとおり)	土石流
八上西谷Ⅰ (222010151)	篠山市八上上(別図129のとおり)	土石流

西尾谷川Ⅰ (222010152)	篠山市畑井 (別図130のとおり)	土石流
飛曾山谷川Ⅱ (222010153)	篠山市辻 (別図131のとおり)	土石流
飛合川Ⅱ (222010154)	篠山市辻 (別図132のとおり)	土石流
鶴沢川Ⅱ (222010155)	篠山市辻 (別図133のとおり)	土石流
向井山谷川Ⅱ (222010156)	篠山市辻 (別図134のとおり)	土石流
畑市谷川Ⅱ (222010157)	篠山市畑市 (別図135のとおり)	土石流
栗林谷川Ⅱ (222010158)	篠山市畑市 (別図136のとおり)	土石流
黒目谷Ⅱ (222010159)	篠山市曾地中 (別図137のとおり)	土石流
東山谷川Ⅱ (222010160)	篠山市曾地中 (別図138のとおり)	土石流
中四十九谷Ⅱ (222010161)	篠山市曾地中 (別図139のとおり)	土石流
口四十九谷Ⅱ (222010162)	篠山市曾地中 (別図140のとおり)	土石流
曾地中下谷Ⅱ (222010163)	篠山市曾地中 (別図141のとおり)	土石流
曾地中上谷Ⅱ (222010164)	篠山市曾地中 (別図142のとおり)	土石流
サカイ谷川Ⅱ (222010165)	篠山市曾地中 (別図143のとおり)	土石流
堂ノ坪Ⅱ (222010166)	篠山市曾地奥 (別図144のとおり)	土石流
シノミ谷Ⅱ (222010167)	篠山市曾地奥 (別図145のとおり)	土石流
奥曾地谷川Ⅱ (222010168)	篠山市曾地奥 (別図146のとおり)	土石流

クサビラ谷川Ⅱ (222010169)	篠山市曾地奥(別図147のとおり)	土石流
アンノ谷川Ⅱ (222010170)	篠山市曾地奥(別図148のとおり)	土石流
曾地奥の谷Ⅱ (222010171)	篠山市曾地奥(別図149のとおり)	土石流
火谷川Ⅱ (222010172)	篠山市曾地奥(別図150のとおり)	土石流
タブ沢谷川Ⅱ (222010173)	篠山市曾地中(別図151のとおり)	土石流
曾地中谷Ⅱ (222010174)	篠山市曾地中(別図152のとおり)	土石流
西山谷Ⅱ (222010175)	篠山市曾地中(別図153のとおり)	土石流
篠尾谷川Ⅱ (222010176)	篠山市野々垣(別図154のとおり)	土石流
八上東谷Ⅱ (222010177)	篠山市八上上(別図155のとおり)	土石流
沖谷ノ坪Ⅱ (222010178)	篠山市畑井(別図156のとおり)	土石流
小中川Ⅱ (222010179)	篠山市畑井(別図157のとおり)	土石流
北川下川Ⅰ (222010180)	篠山市後川下(別図158のとおり)	土石流
与元谷川Ⅰ (222010181)	篠山市後川上(別図159のとおり)	土石流
常山谷川Ⅰ (222010182)	篠山市後川上(別図160のとおり)	土石流
押ヶ谷川Ⅰ (222010183)	篠山市後川上(別図161のとおり)	土石流
寺山谷川Ⅰ (222010184)	篠山市後川中(別図162のとおり)	土石流
寺山中谷Ⅰ (222010185)	篠山市後川中(別図163のとおり)	土石流

寺山神谷Ⅰ (222010186)	篠山市後川中(別図164のとおり)	土石流
森ノ口ノ坪Ⅰ (222010187)	篠山市後川中(別図165のとおり)	土石流
暮谷Ⅱ (222010188)	篠山市後川奥(別図166のとおり)	土石流
網組谷川Ⅱ (222010189)	篠山市後川奥(別図167のとおり)	土石流
オイバタ谷川Ⅱ (222010190)	篠山市後川奥(別図168のとおり)	土石流
東中山谷川Ⅱ (222010191)	篠山市後川新田(別図169のとおり)	土石流
ミナノ沢谷川Ⅱ (222010192)	篠山市後川新田(別図170のとおり)	土石流
シドロ谷川Ⅱ (222010193)	篠山市後川新田(別図171のとおり)	土石流
口井戸谷川Ⅱ (222010194)	篠山市後川新田(別図172のとおり)	土石流
八幡谷川Ⅱ (222010195)	篠山市後川新田(別図173のとおり)	土石流
奥ノ山谷川Ⅱ (222010196)	篠山市後川新田(別図174のとおり)	土石流
芦谷川Ⅱ (222010197)	篠山市後川新田(別図175のとおり)	土石流
大平谷川Ⅱ (222010198)	篠山市後川上(別図176のとおり)	土石流
向井山ノ坪Ⅱ (222010199)	篠山市後川上(別図177のとおり)	土石流
前山ノ坪谷川Ⅱ (222010200)	篠山市後川中(別図178のとおり)	土石流
下南山谷川Ⅱ (222010201)	篠山市後川中(別図179のとおり)	土石流
トイカ谷川Ⅱ (222010202)	篠山市後川奥(別図180のとおり)	土石流

ミヨカン谷Ⅱ (222010203)	篠山市後川奥(別図181のとおり)	土石流
-----------------------	-------------------	-----

(別図1から別図181までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第675号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年6月8日から北播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H18北播位置 0006号	19. 5. 22	加西市北条町北条字堀池725番1の一部、726番2の一部	5.0	35.0

兵庫県告示第676号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年6月8日から但馬県民局県土整備部建築第3課において縦覧に供する。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19但八位置 0001号	19. 5. 25	朝来市和田山町駅北12番2	6.00	22.50

兵庫県告示第677号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成19年7月17日から適用する。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

同	中央市場支店	神戸市兵庫区中之島
同	湊川支店	神戸市兵庫区水木通

を

同	中央市場支店	神戸市兵庫区中之島
---	--------	-----------

に改める。

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年6月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
税務総合オンライン・システム等の保守運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局及び所在地
兵庫県企画管理部企画調整局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
日本アイ・ビー・エム株式会社 東京都港区六本木3-2-12
- 5 随意契約に係る契約金額
63,057,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年6月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
県税の収納及び課税テープ等作成業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局及び所在地
兵庫県企画管理部企画調整局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 随意契約に係る契約金額
132,037,882円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年6月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区1番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
65,841,879円（うち消費税等額3,135,327円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

~~~~~

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年6月8日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
文書管理システム運用管理等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県企画管理部教育・情報局自治情報課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15
- 5 随意契約に係る契約金額  
62,535,060円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定内容の変更及び指定の取消しがあつたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年6月8日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中、

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 神戸市立中央市民病院       | 同 市中央区港島中町4丁目6 |
| 神戸市立医療センター中央市民病院 | 同 市中央区港島中町4丁目6 |
| 神戸市立西市民病院        | 同 市長田区一番町2丁目4  |
| 神戸市立医療センター西市民病院  | 同 市長田区一番町2丁目4  |

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中、

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 軽費老人ホーム 長寿園        | 同 市灘区鶴甲5丁目1-50    |
| ケアハウスきしろ長寿の里       | 同 市灘区鶴甲5丁目1-50    |
| 特別養護老人ホーム うみのほし    | 同 市灘区篠原北町3丁目11-15 |
| 介護付有料老人ホーム フォセック摩耶 | 同 市灘区摩耶海岸通1丁目3-10 |
| 特別養護老人ホーム うみのほし    | 同 市灘区篠原北町3丁目11-15 |

に改め、同表淡路市の項中、

|                              |               |
|------------------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム 淡路栄光園              | 同 市岩屋字大長谷3373 |
| 津名養護老人ホーム 北淡荘                | 同 市斗ノ内144     |
| 特別養護老人ホーム 淡路栄光園              | 同 市岩屋字大長谷3373 |
| 淡路市立東浦特別養護老人ホーム 「カーネーションホーム」 | 同 市久留麻1863    |
| 淡路市立東浦特別養護老人ホーム 「カーネーションホーム」 | 同 市久留麻1863    |

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| ジョンホーム」                  |            |
| 社会福祉法人千鳥会 養護老人ホーム 北淡荘    | 同 市育波558-2 |
| 社会福祉法人千鳥会 特別養護老人ホーム ゆうらぎ | 同 市育波558-2 |

に改める。

## 警察本部公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年6月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠 史

#### 1 調達内容

##### (1) 購入物品及び数量

男性警察官用冬合ワイシャツ 7,600着

##### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書（以下「説明書」という。）で指定する特質等を有すること。

##### (3) 納入期限

平成19年9月28日（金）

##### (4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

##### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部装備課 担当 馬場

電話 (078) 341-7441 内線 2333

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び説明書の交付期間

平成19年6月8日（金）から同月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前10時から午後5時まで

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成19年6月29日(金) 午後1時から

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成19年7月20日(金) 午後12時45分から

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年7月19日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金(以下「保証金」という。)を平成19年7月18日(水)の午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長(以下「本部長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成19年6月29日(金)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、上記3(4)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成19年7月19日(木)午後5時までに上記3(4)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の保証金(保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成19年7月27日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否  
要作成

(8) 落札者の決定方法

説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、説明書による。

#### 5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge :

Seishi Suei

Chief of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Products to be purchased :

7,600 spring shirts

(3) Due date :

7,600 spring shirts : by Friday, 28 September, 2007

(4) Delivery place :

The designated place by Chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(5) Deadline for the application forms :

17:00, Friday, 22 June, 2007

(6) Deadline for bidding :

12:45, Friday, 20 June, 2007

(7) Secretariat :

Mr. Baba

Equipment Division

Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8510

Tel:(078) 341-7441 Ext. 2333

#### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年6月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井誠史

#### 1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

ア 男性警察官用合服上衣 900着

イ 男性警察官用合服ズボン 2,500着

ウ 男性警察官用合活動服 1,250着

エ 男性警察官用雨衣（Ⅰ種） 1,450着

オ 男性警察官用防寒服（Ⅱ種） 1,100着

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書（以下「説明書」という。）で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

ア 男性警察官用合服上衣 平成19年9月28日（金）

- |   |               |                |   |
|---|---------------|----------------|---|
| イ | 男性警察官用合服ズボン   | 同              | 上 |
| ウ | 男性警察官用合活動服    | 同              | 上 |
| エ | 男性警察官用雨衣（Ⅰ種）  | 同              | 上 |
| オ | 男性警察官用防寒服（Ⅱ種） | 平成19年10月26日（金） |   |

## (4) 納入場所

- |   |               |              |   |
|---|---------------|--------------|---|
| ア | 男性警察官用合服上衣    | 契約担当者が指定する場所 |   |
| イ | 男性警察官用合服ズボン   | 同            | 上 |
| ウ | 男性警察官用合活動服    | 同            | 上 |
| エ | 男性警察官用雨衣（Ⅰ種）  | 同            | 上 |
| オ | 男性警察官用防寒服（Ⅱ種） | 同            | 上 |

## (5) 入札方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 馬場  
電話（078）341-7441 内線 2333
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び説明書の交付期間  
平成19年6月8日（金）から同月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
毎日午前10時から午後5時まで
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
平成19年6月29日（金）午後1時から  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年7月20日（金）午後1時から  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室
- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年7月19日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成19年7月18日（水）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成19年6月29日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、上記3(4)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成19年7月19日（木）午後5時までに上記3(4)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年7月27日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、説明書による。